

2020 年 2 月 12 日

各 位

三井住友信託銀行株式会社

買集め行為に該当する株式取得についてのお知らせ

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：橋本 勝）は、2020 年 2 月 12 日にテモナ株式会社（以下、「同社」という。）にて公表した同社を委託者とする役員向け株式交付信託及び、従業員向け株式交付信託の信託管理人の指図に基づき、同社普通株式を取得することを決定いたしました。

取得価額の総額と現在の株価を勘案すると、当該取得により株券等所有割合は議決権ベースで 5 %以上となり（注）、金融商品取引法施行令第 31 条に規定する買集め行為に該当することとなるため、お知らせいたします。

（注）商品のスキーム上、役員向け株式交付信託で取得する株式の議決権行使にあたっては、全て不行使となります。

<株式取得の内容>

- ① 取得する株式 同社の普通株式
- ② 取得価額の総額 役員向け株式交付信託 357.87 百万円（上限）
従業員向け株式交付信託 226.22 百万円（上限）
- ③ 株式取得期間 2020 年 2 月 19 日～2020 年 12 月 30 日（但し、下記表のとおり）
- ④ 株式取得方法 取引所市場（立会外取引含む）における取得

	銘柄 コード	銘柄名	取得株式数 （上限）	取得議決権数 （上限）	総株主の議決権の数に 対する割合（上限）
役員向け 株式交付信託	3985	テモナ	649,600 株	6,496 個	5.91%
従業員向け 株式交付信託	3985	テモナ	410,600 株	4,106 個	3.74%
合計			1,060,200 株	10,602 個	9.65%

（注：総株主の議決権の数に対する割合は 2019 年 9 月 30 日現在の議決権総数 109,916 個を基準としております）

以上